

技術・体制指標（「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」結果）に係る評価基準について

令和5年3月31日現在

- 1 評価基準設定にあたっての考え方（出典：「令和元年度全国がん検診従事者研修」「精度管理ツール（雛形集）令和元年度版」（国立がん研究センターがん対策情報センター））
 - ・チェックリスト項目は最低限のがん検診体制であるため、A評価＝満点（100%）とし、その他の評価基準は中央値や四分位数などに基づいて設定する。
 - ・各区市町村の評価を経年比較できるよう、当分の間は評価基準を変更しない。
 - ・「A」を目標レベル達成、「B」を許容レベル達成、「C」以下を改善指導の対象として、「C」以下の区市町村に改善を促す。
 - ・生活習慣病検診等管理指導協議会（がん部会）が必ず各区市町村の結果の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定する。
- 2 都における評価基準の設定方法（東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会にて決定）
 - ・「A/B/C/D/E/Z」の6段階評価（ただし、「A評価＝満点(100%)」、「Z評価＝未回答」とする。）とし、中央値の項目数を基準として実施項目数をBからEまでの各評価基準に均等に振り分ける。→中央値をCの下限值に設定
 - ・集団検診及び個別検診の中央値を比較し、高値である方の値を基準とする。

3 評価基準

評価	内容	胃部 エックス線	胃内視鏡	大腸	肺	乳	子宮頸
A	チェックリストを全て満たしている	52	52	52	51	55	55
B	チェックリストを一部満たしていない	45－51	44－51	45－51	43－50	47－54	46－54
C	チェックリストを相当程度満たしていない	37－44	35－43	37－44	35－42	38－46	37－45
D	チェックリストを大きく逸脱している	29－36	26－34	29－36	27－34	29－37	28－36
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している	28以下	25以下	28以下	26以下	28以下	27以下
Z	調査に対して回答が無い	－	－	－	－	－	－

4 参考

- ・「事業評価のためのチェックリスト」（市区町村用）の実施状況に係る評価基準の設定について（東京都生活習慣病検診管理指導協議会（令和元年度第1回がん部会）資料）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/pdf/01_1_siryu4.pdf
- ・胃内視鏡検診の「事業評価のためのチェックリスト(市区町村用)」の実施状況に係る評価基準の改定について（東京都生活習慣病検診管理指導協議会（令和3年度第3回がん部会）資料）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/r3pdf/03_3_siryu3-2.pdf